

社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園 介護職員初任者研修(通信) 学則

(開講目的)

第1条 本研修は、障がい者及び高齢者が、地域で自立した生活を送るために提供されるべきサービス、すなわち「当事者を主体としたサービス提供の理念」と、「障がい者・高齢者に対応できる介護技術」の習得を目的とする。もって地域の介護・福祉人材の確保と介護・福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園 介護職員初任者研修(通信)

(研修の課程及び形式)

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程(通信形式)

2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県中部地域および静岡県全域とする。

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園 介護職員初任者研修(通信) 研修会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間はおおむね6か月以内とする。

(実習の活用)

第6条 本研修においては、実習は活用しない。

(講師氏名)

第7条 研修担当の講師は、別紙2「社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園 介護職員初任者研修(通信) 講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第8条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第9条 研修時間数は、別紙3「社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園 介護職員初任者研修(通信)カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第10条 第9条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点として、A(90点以上)、B(89～80点)、C(79～70点)及びD(70点未満)の区分で評価する。なお、D評価を得た者については、必要に応じて補講を行うとともに、原則として、修了者と認定するに足るまで再評価を行う。
- 4 通信課程の添削評価は、100点を満点として、A(80点以上)、B(79～70点)、C(69点～60点)及びD(60点未満)の区分で評価する。なお、D評価を得た者については、必要に応じて補講を行うとともに、原則として、修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第11条 受講申込手続は、以下の(1)から(2)の手順により行い、(3)の完了を社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園(以下「事業者」という)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。なお、委託研修等の場合は、その都度募集案内等において定める。

(1)受付期間

開講日の概ね12週間前から受付を始め、開講日3日前(土日祝を除く)で締め切る。

(2)申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、本人確認ができる公的な書類(運転免許証等のコピー)を添えて事業者まで提出する。

(3)受講決定通知等

事業者から、受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を開講日までに納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第12条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。なお、委託研修等の場合は、その都度募集案内等において定める。

(1)受講費用 50,000円(税込)

(2)テキスト代 6,995円(受講料に含む)

(3)傷害・賠償保険料 1,000円(受講料に含む)

(4)補講料(講義・演習・実習)2,000円/1回(税込)

(5)修了証明書再発行 1,000円/1回(税込)

(返金)

第13条 受講申込手続完了後の返金は以下のとおりとする。

- (1)受講決定者が、キャンセルをする場合は、開講日3日前までに事業者連絡することとし、事業者において振り込まれた受講料について、返金に係る手数料を差し引いた金額を返還する。
上記以外のキャンセルについては、受講中の途中退校や試験不合格等で受講辞退する場合の他、第17条で定める受講を取消された場合も返金は行わないこととする。
- (2)事業者の諸事情により開講できない場合は、受講者あてに連絡することとし、納付された受講料については、返金に係る手数料を事業者で負担し全額返金する。

(保険加入)

第14条 本研修に係る傷害保険については、(株)ワールドトップの団体総合生活補償保険(MS&AD型)に、全受講生が加入するものとし、保険料については受講生が負担します。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第15条 研修を欠席した者のうち、やむを得ない事由があると認められる者について、補講を行うものとする。なお、補講に係る料金は第12条の規定により受講生が負担する。

(使用テキスト等)

第16条 研修に使用するテキスト(教材)は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト(長寿社会開発センター)

(受講取消)

第17条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。

- (1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2)研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3)受講継続意志がなく、「退講届」を提出した者
- (4)その他、当事業者が不相当とみなした者

(退講)

第18条 第17条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を

示して通知する。

2 退講前に履修した当該研修の科目(項目)については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第 19 条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第 20 条 事業者は、第 10 条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 21 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園 介護職員初任者研修(通信)修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで、再交付を受けることができる。なお、再発行に係る費用は、修了者の負担とする。

(個人情報管理)

第 22 条 事業者は、当該研修における受講生の個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講者は、研修中に知り得た個人情報等を研修中はもちろんのこと、修了後も他に口外しないこととし、その旨を別紙「誓約書」に記載、押印の上事業者に提出する。

(研修の中止又は延期)

第23条 事業者は、天災その他やむを得ない事由により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。また研修を中止又は延期した場合、事業者は新たな日程を設定するなどの措置を講じることとする。

(苦情等対応)

第24条 事業者は、苦情等の窓口を設け、苦情及び事故が生じた場合には迅速かつ誠意を持って対応する。

(附則)

この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。